

○ 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱 新旧対照表（令和5年度改正）

（下線の部分は改正部分）

現行	改正案
<p style="text-align: center;">豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">令和3年12月20日 国国地第51号</p> <p>（総則）</p> <p>第1条 豪雪地帯安全確保事業に係る豪雪地帯安全確保緊急対策交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。）、及び豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱（令和3年12月20日付け国国地第51号。以下「実施要綱」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（事業実施主体、補助事業及び補助対象経費）</p> <p>第2条 交付金は<u>道府県</u>に交付するものとし、その交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第6条に規定する豪雪地帯安全確保事業計画に基づき、実施要綱第5条第3項に規定する実施</p>	<p style="text-align: center;">豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">令和3年12月20日 国国地第51号 改正 令和5年 3月14日 国国地第71号</p> <p>（総則）</p> <p>第1条 （同左）</p> <p>（事業実施主体、補助事業及び補助対象経費）</p> <p>第2条 交付金は<u>地方公共団体</u>に交付するものとし、その交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第6条に規定する豪雪地帯安全確保事業計画に基づき、実施要綱第5条第3項に規定す</p>

<p>主体が実施する実施要綱第3条に規定する地域安全克雪方針策定事業、安全克雪事業とする。<u>ただし、補助事業に要する経費を道府県が負担しない場合には、国は、実施主体である市町村からの交付の申請を受理し、当該市町村に交付金を交付することができるものとする。この場合において、次項並びに第3条から第14条まで、及び第16条中「道府県」とあるのは「市町村」と、別記様式第1及び第2中「道府県知事」とあるのは「市町村長」と、別記様式第2中「道府県」とあるのは「市町村」と、別記様式第3から第10まで中「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 交付金の交付の対象とすることができる経費（以下「補助対象経費」という。）及び<u>道府県</u>に対し交付する交付金の額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（交付の申請）</p> <p>第3条 <u>道府県</u>は、交付金の交付を受けようとするときは、すみやかに別記様式第1の交付金交付申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。なお、申請書には豪雪地帯安全確保事業計画を添付しなければならない。</p> <p>（交付の決定及び通知）</p> <p>第4条 大臣は、前条の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、別記様式第2の通知書により、その旨を<u>道府県</u>に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、交付決定に際して、必要な条件を付すことができるものと</p>	<p>る実施主体が実施する実施要綱第3条に規定する地域安全克雪方針策定事業、安全克雪事業とする。</p> <p>2 交付金の交付の対象とすることができる経費（以下「補助対象経費」という。）及び<u>地方公共団体</u>に対し交付する交付金の額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（交付の申請）</p> <p>第3条 <u>地方公共団体</u>は、交付金の交付を受けようとするときは、すみやかに別記様式第1の交付金交付申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。なお、申請書には豪雪地帯安全確保事業計画を添付しなければならない。</p> <p>（交付の決定及び通知）</p> <p>第4条 大臣は、前条の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、別記様式第2の通知書により、その旨を<u>地方公共団体</u>に通知するものとする。</p> <p>2 （同左）</p>
--	---

する。

(交付申請の取下げ)

第5条 道府県は、適正化法第9条第1項の規定により交付金の交付の申請を取下げようとするときは前条の交付金交付の決定通知書を受けた日から起算して15日以内に別記様式第3により、その理由書を添えて大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第6条 道府県は、交付金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更(別表に定める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ別記様式第4の申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 道府県は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記様式第5の申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 道府県は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに別記様式第6の報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 道府県は、大臣が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行状況を別記様式第7により大臣に報告しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第5条 地方公共団体は、適正化法第9条第1項の規定により交付金の交付の申請を取下げようとするときは前条の交付金交付の決定通知書を受けた日から起算して15日以内に別記様式第3により、その理由書を添えて大臣に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第6条 地方公共団体は、交付金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更(別表に定める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ別記様式第4の申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方公共団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記様式第5の申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 地方公共団体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに別記様式第6の報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 地方公共団体は、大臣が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行状況を別記様式第7により大臣に報告しなければならない。

<p>(実績報告)</p> <p>第8条 <u>道府県</u>は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して1箇月以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8の報告書を大臣に提出し、補助事業の実績の報告をしなければならない。</p> <p>(額の確定等)</p> <p>第9条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認内容。）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式9により<u>道府県</u>に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、<u>道府県</u>に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。</p> <p>(概算払の請求等)</p> <p>第10条 <u>道府県</u>は、交付金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、別記様式第10の概算払請求書又は精算払請求書を官署支出官国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第8条 <u>地方公共団体</u>は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して1箇月以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8の報告書を大臣に提出し、補助事業の実績の報告をしなければならない。</p> <p>(額の確定等)</p> <p>第9条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認内容。）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式9により<u>地方公共団体</u>に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、<u>地方公共団体</u>に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。</p> <p>(概算払の請求等)</p> <p>第10条 <u>地方公共団体</u>は、交付金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、別記様式第10の概算払請求書又は精算払請求書を官署支出官国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。</p>
---	---

<p>(交付決定の取消等)</p> <p>第11条 大臣は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。</p> <p>(1) <u>道府県</u>が、適正化法、施行令、実施要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合</p> <p>(2) <u>道府県</u>が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合</p> <p>(3) <u>道府県</u>が、交付金を補助事業以外の用途に使用した場合</p> <p>(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合</p> <p>2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p> <p>3 前項に基づく交付金の返還及び加算金の納付については適正化法第19条の規定を適用する。</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第12条 <u>道府県</u>は、適正化法第22条の規定による大臣の承認を受けようとするときは、国土政策局長が別に定める「国土政策局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について（平成23年10月24日付け国総第44号）」によるものとする。</p>	<p>(交付決定の取消等)</p> <p>第11条 大臣は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。</p> <p>(1) <u>地方公共団体</u>が、適正化法、施行令、実施要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合</p> <p>(2) <u>地方公共団体</u>が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合</p> <p>(3) <u>地方公共団体</u>が、交付金を補助事業以外の用途に使用した場合</p> <p>(4) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第12条 <u>地方公共団体</u>は、適正化法第22条の規定による大臣の承認を受けようとするときは、国土政策局長が別に定める「国土政策局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について（平成23年10月24日付け国総第44号）」によるものとする。</p>
---	---

<p>(取得した財産の管理)</p> <p>第13条 実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、当該事業の目的に従って効率的な管理運営を図らなければならない。</p> <p>2 道府県は、取得した財産等について、別記様式第11の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。</p> <p>(利用状況等の報告)</p> <p>第14条 道府県は、補助事業の終了の翌年度から起算して5箇年間について、補助事業に係る施設の利用状況等を当該年度の翌年度の4月30日までに報告しなければならない。</p> <p>(帳簿等の整備)</p> <p>第15条 <u>事業計画主体</u>は、補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する以下に掲げる関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 予算決算関係書類 予算書及び決算書</p> <p>(2) 経理関係書類</p> <p>① 金銭出納簿</p> <p>② 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書、出荷伝票、荷受書及び借用証書等)</p> <p>(3) 往復文書等 豪雪地帯安全確保事業計画、交付から実績報告及び財産処分等に至</p>	<p>(取得した財産の管理)</p> <p>第13条 実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、当該事業の目的に従って効率的な管理運営を図らなければならない。</p> <p>2 <u>地方公共団体</u>は、取得した財産等について、別記様式第11の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。</p> <p>(利用状況等の報告)</p> <p>第14条 <u>地方公共団体</u>は、補助事業の終了の翌年度から起算して5箇年間について、補助事業に係る施設の利用状況等を当該年度の翌年度の4月30日までに報告しなければならない。</p> <p>(帳簿等の整備)</p> <p>第15条 <u>実施主体</u>は、補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する以下に掲げる関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 予算決算関係書類 予算書及び決算書</p> <p>(2) 経理関係書類</p> <p>① 金銭出納簿</p> <p>② 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書、出荷伝票、荷受書及び借用証書等)</p> <p>(3) 往復文書等 豪雪地帯安全確保事業計画、交付から実績報告及び財産処分等に至</p>
--	--

<p>るまでの申請書類、交付決定及び承認書類等 (4) その他 その他本事業の実施に係る書類</p> <p>2 帳簿等は補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整備保管しなければならない。</p> <p>3 <u>事業計画主体</u>は別記様式第12の調書を作成しておかなければならない。</p> <p>(指導、監督)</p> <p>第16条 大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するに必要な限度において、交付金の交付を受ける道府県に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。</p> <p>(附 則) この要綱は、令和3年度第一次補正予算の成立の日から施行する。</p>	<p>るまでの申請書類、交付決定及び承認書類等 (4) その他 その他本事業の実施に係る書類</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 <u>実施主体</u>は別記様式第12の調書を作成しておかなければならない。</p> <p>(指導、監督)</p> <p>第16条 大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するに必要な限度において、交付金の交付を受ける<u>地方公共団体</u>に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。</p> <p>(附 則) この要綱は、令和3年度第一次補正予算の成立の日から施行する。</p> <p><u>(附 則)</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>
--	--

別表（第2条、第6条関係）

事業	経費	補助金の額	軽微な変更	
			事業内容の変更	経費の配分の変更
豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業	（地域安全克重方針策定事業） 豪雪地帯をその区域に含む市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）が、豪雪地帯安全確保事業計画に基づいて行う地域安全克重方針策定事業に要する経費	要する経費の10分の10以内（上限額500万円）	次に掲げる変更以外の変更 (1)実施主体の変更 (2)事業の実施場所の変更 (3)事業の実施時期（おおむね3箇月以内の時期の変更を除く。）の変更	次に掲げる変更以外の変更 (1)総事業費の2割を超える増減 (2)複数の実施主体間における流用（それぞれの事業実施主体の事業費のうちそのいずれか少ない額の2割を超えない額の流用を除く。）
	（安全克重事業） 豪雪地帯をその区域に含む道府県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）が、豪雪地帯安全確保事業計画に基づいて行う安全克重事業（民間団体等に対し道府県又は市町村が補助する事業を含む）に要する経費	要する経費の2分の1以内		

表中の経費は、調査研究費、会場借料、謝金、旅費、除排雪装備・資機材の購入・リース費、消耗品費、人件費、保険料、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、広報経費、システム開発経費、委託費等とする。

別表（第2条、第6条関係）

事業	経費	補助金の額	軽微な変更	
			事業内容の変更	経費の配分の変更
豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業	（地域安全克重方針策定事業） 豪雪地帯をその区域に含む市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）が、豪雪地帯安全確保事業計画に基づいて行う地域安全克重方針策定事業に要する経費	要する経費の10分の10以内（上限額500万円）	次に掲げる変更以外の変更 (1)実施主体の変更 (2)事業の実施場所の変更 (3)事業の実施時期（おおむね3箇月以内の時期の変更を除く。）の変更	次に掲げる変更以外の変更 (1)総事業費の2割を超える増減 (2)複数の実施主体間における流用（それぞれの事業実施主体の事業費のうちそのいずれか少ない額の2割を超えない額の流用を除く。）
	（安全克重事業） 豪雪地帯をその区域に含む道府県、市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。）が、豪雪地帯安全確保事業計画に基づいて行う安全克重事業（民間団体等に対し道府県又は市町村が補助する事業を含む）に要する経費	要する経費の2分の1以内		

表中の経費は、調査研究費、会場借料、謝金、旅費、除排雪装備・資機材の購入・リース費、消耗品費、人件費、保険料、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、広報経費、システム開発経費、委託費等とする。

別記様式第1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付申請書

〇〇年度において、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施したいので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第3条の規定に基づき下記の通り申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 経費の区分

(単位：円)

事業項目	交付申請額	備考
地域安全克雪方針策定事業		
安全克雪事業		
計		

別記様式第1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事又は市町村長
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付申請書

〇〇年度において、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施したいので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第3条の規定に基づき下記の通り申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 経費の区分

(単位：円)

事業項目	交付申請額	備考
地域安全克雪方針策定事業		
安全克雪事業		
計		

別記様式第2

番 号
年 月 日

道府県知事 殿

国土交通大臣

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付決定の通知について

〇〇年〇月〇日付け第 号で申請のあった 〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、下記の通り交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 交付金交付の対象となる内容は、 〇〇年〇月〇日付け第 号で申請のあった 〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付申請書（以下「申請書」という。）のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業名

総事業費	円
交付金の額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

別記様式第2

番 号
年 月 日

道府県知事又は市町村長 殿

国土交通大臣

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付決定の通知について

〇〇年〇月〇日付け第 号で申請のあった 〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 交付金交付の対象となる内容は、 〇〇年〇月〇日付け第 号で申請のあった 〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付申請書（以下「申請書」という。）のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業名

総事業費	円
交付金の額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

- 4 交付金の額の確定は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額と、配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか少ない額とする。
- 5 事業計画主体及び実施主体は、本決定通知に定めるもののほか、交付金に関する法令、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱に従わなければならないものとする。
- 6 道府県は、本交付金に係る間接補助金の交付を決定するときは、当該交付額にかかる間接交付金相当額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- 4 交付金の額の確定は、地域安全克雪方針策定事業については、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか少ない額、安全克雪事業については、補助事業に要した配分経費の実支出額の実支出額に2分の1を乗じて得た額と、配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか少ない額とする。
- 5 実施主体は、本決定通知に定めるもののほか、交付金に関する法令、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱に従わなければならないものとする。
- 6 道府県又は市町村は、本交付金に係る間接補助金の交付を決定するときは、当該交付額にかかる間接交付金相当額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

別記様式第3

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付申請取下げ書

〇〇年〇月〇日付け第 号をもって申請した豪雪地帯安全確保交付金の交付申請は下記により取り下げたいので豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第5条の規定により申し出ます。

記

- 1 事業名
- 2 理由

別記様式第3

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事又は市町村長
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付申請取下げ書

〇〇年〇月〇日付け第 号をもって申請した豪雪地帯安全確保交付金の交付申請は下記により取り下げたいので豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第5条の規定により申し出ます。

記

- 1 事業名
- 2 理由

別記様式第4

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付決定変更申請書

〇〇年〇月〇日付け第 号で交付決定通知のあった豪雪地帯安全確保緊急対策交付金について、下記の通り計画を変更したいので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第6条第1項に基づきその承認を申請します。

記

1 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

2 変更の内容

(1) 交付決定額の変更

交付決定額	変更増減額	変更額	摘要

(2) 補助事業の内容及び経費の配分の変更

変更事項ごとに別記様式第1に変更前と変更後の欄を設け、変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること

別記様式第4

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事 江津市町村長
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付決定変更申請書

〇〇年〇月〇日付け第 号で交付決定通知のあった豪雪地帯安全確保緊急対策交付金について、下記の通り計画を変更したいので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第6条第1項に基づきその承認を申請します。

記

1 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

2 変更の内容

(1) 交付決定額の変更

交付決定額	変更増減額	変更額	摘要

(2) 補助事業の内容及び経費の配分の変更

変更事項ごとに別記様式第1に変更前と変更後の欄を設け、変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること

別記様式第5

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業中止（廃止）承認申請書

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を下記の通り中止（廃止）したいので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第6条第2項の規定によりその承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）後の措置

別記様式第5

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事又は市町村長
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業中止（廃止）承認申請書

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第6条第2項の規定によりその承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）後の措置

別記様式第6

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業事故報告書

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業に事故が生じたので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第6条第3項の規定により下記の通り報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 事故の内容及び原因
- 4 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び交付金の交付決定額
- 5 事故に対してとった措置及びとるべき措置

別記様式第6

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事又は~~市町村長~~
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業事故報告書

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業に事故が生じたので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第6条第3項の規定により下記の~~とおり~~報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 事故の内容及び原因
- 4 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び交付金の交付決定額
- 5 事故に対してとった措置及びとるべき措置

別記様式第7

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業遂行状況報告書

このことについて、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の遂行状況の概要
- 3 補助事業費に係る収支の概要
- 4 補助事業の完了予定日

別記様式第7

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事又は市町村長
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業遂行状況報告書

このことについて、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

- 1 事業名
- 2 補助事業の遂行状況の概要
- 3 補助事業費に係る収支の概要
- 4 補助事業の完了予定日

別記様式第 8

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実績報告書

〇〇年〇月〇日付け第 号をもって交付金の交付決定の通知のあった豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業について、下記の通り事業を実施したので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を報告します。

記

(以下、別記様式第 1 に準じて作成すること)

(注) 添付書類 (必要なものを添付すること)

- | | |
|-------------------------|------|
| 1 経費の区分 | (2部) |
| 2 契約書等の写し | (2部) |
| 3 竣工検査調書の写し | (2部) |
| 4 出来高設計書(計画書) | (2部) |
| 5 設備購入等契約書の写し(検査調書等を含む) | (2部) |
| 6 施設等の施工状態が判断できる写真 | (2部) |

別記様式第 8

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

道府県知事又は~~市町村長~~
氏 名

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実績報告書

〇〇年〇月〇日付け第 号をもって交付金の交付決定の通知のあった豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業について、下記の~~とおり~~事業を実施したので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第 8 条の規定により、その実績を報告します。

記

(以下、別記様式第 1 に準じて作成すること)

(注) 添付書類 (必要なものを添付すること)

- | | |
|-------------------------|------|
| 1 経費の区分 | (2部) |
| 2 契約書等の写し | (2部) |
| 3 竣工検査調書の写し | (2部) |
| 4 出来高設計書(計画書) | (2部) |
| 5 設備購入等契約書の写し(検査調書等を含む) | (2部) |
| 6 施設等の施工状態が判断できる写真 | (2部) |

別記様式第9

番 号
年 月 日

道府県知事 殿

国土交通大臣

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付額確定の通知について

〇〇年〇月〇日付け第 号で提出のあった〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実績報告書に基づき、交付金の額を金 円に確定したので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第9条の規定により通知する。

別記様式第9

番 号
年 月 日

道府県知事又は市町村長 殿

国土交通大臣

〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付額確定の通知について

〇〇年〇月〇日付け第 号で提出のあった〇〇年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実績報告書に基づき、交付金の額を金 円に確定したので、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱第9条の規定により通知する。

別記様式第10

番 号
年 月 日

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

道府県知事
氏 名

概算払（精算払）請求書

〇〇年〇月〇日付け第 号をもって交付決定（額確定）通知のあった 年度豪
雪地帯安全確保緊急対策交付金について、概算払（精算払）を受けたいので、下記の
通り請求します。

記

事業名
請求金額 金 円
内訳

国庫補助金	
既概算交付額	
今回請求額	
差引残額	

振込先 銀行・支店名： 銀行 支店
口座名義：
口座番号：

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
本件責任者：(道府県名・部署名・氏名)
連絡先：(「代表番号+内線」、「直通番号」等)
担当者：(道府県名・部署名・氏名)
連絡先：(「代表番号+内線」、「直通番号」等)

別記様式第10

番 号
年 月 日

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

道府県知事又は市町村長
氏 名

概算払（精算払）請求書

〇〇年〇月〇日付け第 号をもって交付決定（額確定）通知のあった 年度豪
雪地帯安全確保緊急対策交付金について、概算払（精算払）を受けたいので、下記の
通り請求します。

記

事業名
請求金額 金 円
内訳

国庫補助金	
既概算交付額	
今回請求額	
差引残額	

振込先 銀行・支店名： 銀行 支店
口座名義：
口座番号：

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
本件責任者：(道府県名・部署名・氏名)
連絡先：(「代表番号+内線」、「直通番号」等)
担当者：(道府県名・部署名・氏名)
連絡先：(「代表番号+内線」、「直通番号」等)

別記様式第11

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業 取得財産等管理台帳
(令和 年度)

取得者の氏名名称	
財産名	
規格	
金額(円)	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置場所	
備考	

別記様式第11

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業 取得財産等管理台帳
(令和 年度)

取得者の氏名名称	
財産名	
規格	
金額(円)	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置場所	
備考	

別記様式第12

令和 年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金調書

国土交通省所管 国土交通本省 (事業実施主体名)

国			事業実施主体										備考				
歳出予 算科目	交付決 定の額	補助率	歳入			歳出											
			科目	予算 現額	収入 現額	科目	予算 現額	うち国庫交 付金相当額	支出済 額	うち国庫交 付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫交 付金相当額					

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること
- 2 「事業実施主体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記載すること
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費、支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること
- 4 「備考」は、事業名及び参考となるべき事項を適宜記載すること
- 5 補助事業等の事業実施主体の歳出予算額の繰り越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る交付金等についての調査の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫交付金額を内書（）をもって附記すること

別記様式第12

令和 年度豪雪地帯安全確保緊急対策交付金調書

国土交通省所管 国土交通本省 (事業実施主体名)

国			事業実施主体										備考				
歳出予 算科目	交付決 定の額	補助率	歳入			歳出											
			科目	予算 現額	収入 現額	科目	予算 現額	うち国庫交 付金相当額	支出済 額	うち国庫交 付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫交 付金相当額					

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること
- 2 「事業実施主体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記載すること
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費、支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること
- 4 「備考」は、事業名及び参考となるべき事項を適宜記載すること
- 5 補助事業等の事業実施主体の歳出予算額の繰り越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る交付金等についての調査の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫交付金額を内書（）をもって附記すること